

(電子メール施行)
教体第1278号
令和3年6月17日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置区域となることを踏まえた県立学校における対応について

本日、兵庫県が緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域にかかわることが決定しました。しかしながら、6月21日以降も気を緩めることなく、下記のとおり、引き続き感染防止対策に十分留意しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いします。

なお、その他の感染防止対策等については「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を参照願います。

記

1 教育活動【令和3年6月21日以降】

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。

県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。

2 部活動

【令和3年6月21日～夏季休業日前日（令和3年7月20日）】

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

(2) 全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

(3) 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

【夏季休業日以降（令和3年7月21日～）】

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- (2) 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。
- (3) 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

3 熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

（屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式(2021. 5. 28Ver. 6 一部追記分)』参照

6月21日以降（現緊急事態宣言〔4月25日～6月20日〕解除後）の対応

現行	変更後
<p>【県立学校】</p> <p>①教育活動【令和3年6月1日～令和3年6月20日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。 ○県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。 ○校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。 ○今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を検討する。 ○感染防止対策 <p>〔登下校時・出勤時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。 ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）。 ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。 ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。 <p>〔教育活動時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。 ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。 ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。 ・毎日の検温と手洗いを徹底する。 ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。 ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。 ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。 ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。 ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。 	<p>【県立学校】</p> <p>①教育活動【令和3年6月21日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。 ○県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。 <p>○感染防止対策</p> <p>〔登下校時・出勤時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。 ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）。 ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。 ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。 <p>〔教育活動時〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。 ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。 ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。 ・毎日の検温と手洗いを徹底する。 ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。 ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。 ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促す。 ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。 ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。 ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。 ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

②部活動【令和3年6月1日～令和3年6月20日】

- 平日(4日)は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(活動拠点が無い場合は当該施設含む)のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。活動時間は2時間以内とする。
- 土日は、原則休止とする。
ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加は可とする。
また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策(教育活動における感染防止対策を含む)を徹底のうえ、以下のとおりとする。
 - ・活動場所は、校内(活動拠点が無い場合は当該施設含む)のみの活動とする。
 - ・活動時間は、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
 - ・公式大会に合同で参加する場合、または、公式大会に向けて自校単独では練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は可とする。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
 - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施
調査時期：5月、11月
対 象：各市町(神戸市含む) 小学校1校(6年生)、中学校1校(3年生)
 - ・SNS 悩み相談の拡充(6月20日まで)(17:00～21:00 → 16:00～22:00)
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

②部活動

【令和3年6月21日～夏季休業日前日(令和3年7月20日)】

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動(練習試合、合宿等を含む)を行う。
なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
 - 全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。
なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
 - 活動時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする(「いきいき運動部活動(4訂版)」等)。
- ※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

【夏季休業日以降(令和3年7月21日～)】

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
 - 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。
ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。
 - 活動時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする(「いきいき運動部活動(4訂版)」等)。
- ※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
 - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施
調査時期：5月、11月
対 象：各市町(神戸市含む) 小学校1校(6年生)、中学校1校(3年生)
 - ・SNS 悩み相談の実施(17:00～21:00)
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
 - ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

④熱中症対策

- 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。
- (屋内) 空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。
- (屋外) 体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式(2021.5.28Ver. 6 一部追記分)』参照

【市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)】

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

[感染時における対応]

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者(以下、感染者等)が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止(教職員は特別休暇)及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

【市町立学校・園(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園)】

- 設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

[感染時における対応]

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者(以下、感染者等)が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止(教職員は特別休暇)及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。